

平成19年度 水田農業構造改革交付金産地づくり計画書

一色地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、一色町とする。

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等

(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。)

7月1日において、かい廃等が行なわれていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

現地確認または水稻共済との突合

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第三課から提供された情報及びJA西三河管内(西尾市・吉良町・幡豆町)の地域協議会長から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い

同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合は、それぞれの助成要件に合致すれば、それぞれの助成水準に応じて交付する。(担い手が収益権を有する水田に自ら麦(大豆)を作付けし、高品質麦を生産・出荷し、大豆播種前に土壌改良資材を投入した場合は、収益権者分・担い手分・高品質麦分・大豆品質向上分のすべてを交付する。)

同一ほ場において対象作物が2回以上作付けされる場合は、一番単価の高いものにつき1回限り交付するものとする。

(6) その他の共通事項

(ア) 助成対象者

生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、生産数量目標の配分を受けていない、または、集荷円滑化に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。また、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者等であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集

荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者  
拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

(イ) 助成対象要件

対象作物の収穫年度に水稲の作付けが行われていないこと。

通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われて  
いるもの。

(ウ) 協議会をまたがって耕作している者の取扱い

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、西尾市、吉良町、幡豆  
町にあっては本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は、該当水田が所在し  
ているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒  
否された場合は、該当水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議 会からの配分 額	活 用 額				
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業	担い手集積加 算事業
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金		86,814,000	86,814,000				
稲作構造 改革促進 交付金	基本部分	1,340,000		0		1,340,000	0
	担い手集 積加算	192,000			192,000		0
計		88,346,000	86,814,000	0	192,000	1,340,000	0

( 2 ) 用途ごとの活用計画

( 単位 : h a または 俵、円、円 / 1 0 a または 円 / 俵 )

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払 時期	備考	
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
3 1 1	転作作物作付助成 (水田使用収益権者への助成) 麦・大豆・レンゲ	161	37,030,000	0	0		37,030,000	23,000	3月末		
3 1 1	転作作物作付助成 (水田使用収益権者への助成) 個人管理	12.32	616,000				616,000	5,000	3月末		
C 1 1	転作作物作付助成 (担い手への助成) 麦・大豆・レンゲ	162	27,348,000	0	192,000		27,540,000	17,000	3月末		
C 9 1	高品質化助成 (高品質麦奨励金・担い手への助成)	149	14,900,000	0	0		14,900,000	10,000	3月末		
C 9 1	高品質化助成 (大豆品質向上対策奨励金・担い手への助成)	154	6,160,000	0	0		6,160,000	4,000	3月末		
7 D3	協議会運営費		760,000	0	0		760,000	0	随時		
	米価下落等の補てん (基本部分)					1,340,000	1,340,000		3月末		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分					0	0	0		
		(前年度分)						0	0	0	
	計		86,814,000	0	192,000	1,340,000	88,346,000	0			

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（水田の使用収益権者への助成）
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	<p>一色町ブロックローテーション計画に基づき、ブロック内の対象水田（平成19年度は「ブロック1」）に、担い手が麦・大豆・レンゲを作付けた場合、作付面積に応じて、水田の使用収益権者に対し助成を行なう。</p> <p>また、ブロック内の対象水田で使用収益権者自らが作物を作付けた場合も同じく面積に応じ助成を行なう。</p>
効 果	<p>ブロックローテーションにより、水稻と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付の目標達成に資する。</p> <p>計画的なブロックローテーションの推進により、効率的に土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>助成水田</p> <p>実施要領第5の2に記載されている助成水田で、地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成水田</p> <p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化に拠出を行っており、担い手に全作業を委託している者</li> <li>・ブロック内水田において、下記の対象作物を作付した水田の使用収益権者</li> <li>・共通事項の(6)(ア)のとおり</li> </ul> <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手が全作業委託により作業管理を行う場合 麦、大豆、レンゲ</li> <li>・使用収益権者自らが個人管理を行う場合 水稻以外のビジョンで振興する作物</li> </ul> <p>また、通常の収穫を挙げ得るに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているもの</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一色町ブロックローテーション計画により作付けられていること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象作物の収穫年度に水稲の作付けが行なわれていないこと。</li> </ul> <p>出作水田に関する事項 本協議会の区域内農業者が、土地使用収益権を有する区域外の水田 「以下（出作水田）という。」は、助成対象とする。</p> <p>入作水田に関する事項 本協議会の区域外農業者が、土地使用収益権を有する地域内の水田 「以下（入作水田）という。」は、助成対象としない。</p>
確認方法	<p>確認方法 営農計画書に基づき、現地見回りを行い、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること、水稲の作付けが行われていないことの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地見回り 「麦」 5月頃 「大豆」 11月頃 「レンゲ」 4月頃 「水稲の作付けが行われていないこと」 7月頃 (必要に応じ水稲共済データを活用する)</li> </ul> <p>作付面積 公的資料との照合、実測 ブロックローテーション 一色町ブロックローテーション計画図との照合 その他 ・全作業委託の場合、受委託契約書の写し ・作業者が担い手であることは、地域水田農業ビジョンにより確認</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>麦、大豆、レンゲ（面積助成） 23,000 円/10a 個人管理（面積助成） 5,000 円/10a</p> <p>ただし、助成に係る費用の合計が県協議会からの当該年度の交付予定額が上回ることが判明した場合、下記の単価調整方法により調整を行うものとする。</p>
単価調整の方法	<p>[単価調整方法]</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × 当該年度の交付予定額 / 調整前の助成費用の合計</p>

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（担い手への助成）
使途の分類 （記号番号）	C 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	<p>一色町ブロックローテーション計画に基づき、ブロック内の対象水田（平成19年度は「ブロック1」）に、地域水田農業ビジョンに定める担い手が、使用収益権者からの全作業委託により麦・大豆・レンゲを作付けた場合、作付面積に応じて、作業者（担い手）に対し助成を行なう。</p> <p>また、担い手が自ら使用収益権を有する水田に、麦・大豆・レンゲを作付けた場合も、作付面積に応じて助成を行なう。</p>
効 果	<p>ブロックローテーションにより、水稲と転作作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付の目標達成に資する。</p> <p>計画的なブロックローテーションの推進により、効率的に土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>助成水田 実施要領第5の2に規定されている助成水田で、地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成水田</p> <p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョンに定める担い手であり、生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化に拠出を行っている者</li> <li>・共通事項（6）（ア）のとおり</li> </ul> <p>対象作物 麦、大豆、レンゲ</p> <p>その他の要件</p> <p>麦、大豆を作付した場合、地域水田農業ビジョンに定める以下の作業を実施した場合に交付する。</p> <p>なお、収穫後速やかに「作業日誌」、「資材購入伝票」を協議会まで提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．排水対策（麦、大豆）…明渠（営農排水）</li> <li>2．土壌改良材の投入（麦、大豆）…地域の実状に応じた資材、投入量を受託部会を通じ別途指示する。</li> <li>3．赤カビ病防除（麦）…出穂期～出穂10日後までに1回以上散布する。（被害増大が予想される場合は、協議会の指示により回数を増やす場合がある）</li> <li>4．紫斑病防除（大豆）・・・種子消毒</li> </ol>

	<p>出作水田に関する事項</p> <p>出作水田の属する協議会の定める担い手により、麦、大豆、レンゲを作付した場合、その担い手に対し、本協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業員（担い手）交付単価を支払うものとする。</p> <p>入作水田に関する事項</p> <p>J A 西三河管外からの入作水田における担い手への交付金は、当協議会から支払うことを基本とし、担い手が所定の要件を満たすことを条件とする。前述のとおり調整の図れなかった協議会からの入作水田においてはこの限りでない。（相手先協議会と協議の上決定した方法で助成する。）</p> <p>担い手が収益権を有する水田に自ら対象作物を作付した場合は、共通事項の（ 5 ）（ ）書きのとおり取り扱う。</p>						
<p>確認方法</p>	<p>確認方法</p> <p>営農計画書に基づき、現地見回りを行い、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること、水稻の作付けが行われていないことの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地見回り 「麦」 5 月頃</li> <li>「大豆」 1 1 月頃</li> <li>「レンゲ」 4 月頃</li> <li>「水稻の作付けが行われていないこと」 7 月頃</li> <li>（必要に応じ水稻共済データを活用する）</li> </ul> <p>作付面積</p> <p>公的資料との照合、実測</p> <p>ブロックローテーション</p> <p>一色町ブロックローテーション計画図との照合</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全作業委託の場合、受委託契約書の写し</li> <li>・ 作業員が担い手であることは地域水田農業ビジョンにより確認</li> <li>・ 麦、大豆については、作業要件を作業日誌、伝票で確認</li> </ul>						
<p>助成水準</p> <p>[ 積算根拠 ]</p> <p>( 助成額の算定方法 )</p>	<p>助成単価</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">麦、大豆年 2 作（面積助成）</td> <td style="text-align: right;">17,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>麦、大豆年 1 作（面積助成）</td> <td style="text-align: right;">17,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>レンゲ（面積助成）</td> <td style="text-align: right;">17,000 円/10a</td> </tr> </table> <p>ただし、助成に係る費用の合計が県協議会からの当該年度の交付予定額が上回ることが判明した場合、下記の単価調整方法により調整を行うものとする。</p>	麦、大豆年 2 作（面積助成）	17,000 円/10a	麦、大豆年 1 作（面積助成）	17,000 円/10a	レンゲ（面積助成）	17,000 円/10a
麦、大豆年 2 作（面積助成）	17,000 円/10a						
麦、大豆年 1 作（面積助成）	17,000 円/10a						
レンゲ（面積助成）	17,000 円/10a						



単価調整の方法	[単価調整方法] 調整後の単価 = 調整前の単価 × 当該年度の交付予定額 / 調整前の助成費用の合計
---------	---

助成金の使途の名称	高品質化助成（高品質麦奨励金・担い手への助成）
使途の分類 （記号番号）	C 9 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成対象水田から高品質小麦を出荷した場合、作業者（担い手）に対し交付金を助成する。
効果	高品質な農産物に対して助成することにより、担い手の転作作物に対する水田管理体制が充実する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>交付対象者</p> <p>国が定める助成対象水田において、全作業受託等により作業を実施している実際の耕作者で次の全てを満たす者</p> <p>(ア)担い手であること</p> <p>(イ)共通事項の（６）（ア）に記載されている助成対象者</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通事項の（６）（イ）に記載されている助成対象要件</li> <li>・担い手が収益権を有する水田に自ら対象作物を作付した場合は、共通事項の（５）（ ）書きのとおり取り扱う。</li> <li>・担い手が出荷した小麦で農産物検査法第 6 条に規定する麦の品位等検査を受検した麦で、農産物規格規定（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）の普通小麦 1 等の品位に適合するもの。</li> </ul>
確認方法	<p>確認方法</p> <p>営農計画書に基づき現地見回りを行い、作付作物、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認を行う。（確認日：5 月頃）</p> <p>水稲の作付が行われていないことは現地見回りで確認をする。（7 月頃）</p> <p>作物作付者（作業者）をビジョン、作業日誌、資材購入伝票で確認する。</p> <p>検査数量、1 等小麦のクリア率については、関係機関が所有する農産物検査結果で確認する。</p> <p>作付面積</p> <p>公的資料等との照合、実測等</p>
助成水準 [ 積算根拠 ] （助成額の算定方法）	<p>助成単価は、次のとおりとする。</p> <p>高品質小麦奨励金 10,000 円/10a</p> <p>・ 交付額 = 助成対象面積 × 品質等要件クリア率 × 単価</p> <p>式中「助成対象面積」とは、転作作物作付助成（担い手への助成）対象水田のうち、小麦を作付した面積とする。</p> <p>式中「品質等要件クリア率」とは、次の算式により求められる率</p>

	<p>のことをいい、小数点第 5 位まで（第 6 位切捨て）求めるものとする。</p> <p>品質等要件クリア率 = 小麦 1 等数量 / 検査数量</p> <p>ただし、助成に係る費用の合計が県協議会からの当該年度の交付予定額が上回ることが判明した場合、下記の単価調整方法により調整を行うものとする。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>[単価調整方法]</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × 当該年度の交付予定額 / 調整前の助成費用の合計</p>

助成金の使途の名称	高品質化助成（大豆品質向上対策奨励金・担い手への助成）
使途の分類 （記号番号）	C 9 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成対象水田に高品質大豆を生産することを目的とし資材等を投入した場合、作業者（担い手）に対し交付金を助成する。
効果	高品質な農産物に対して助成することにより、担い手の転作作物に対する水田管理体制が充実する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>交付対象者</p> <p>国が定める助成対象水田において、全作業受託等により作業を実施している実際の耕作者で次の全てを満たす者</p> <p>(ア)担い手であること</p> <p>(イ)共通事項の（６）（ア）に記載されている助成対象者</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通事項の（６）（イ）に記載されている助成対象要件</li> <li>・担い手が収益権を有する水田に自ら対象作物を作付した場合は、共通事項の（５）（ ）書きのとおり取り扱う。</li> <li>・担い手が小麦、（大豆）年２作地で大豆作付前に土壌改良資材の苦土石灰（10a 当たり 100kg）を投入にした区域内のすべての水田を対象とする。</li> </ul>
確認方法	<p>確認方法</p> <p>営農計画書に基づき現地見回りを行い、作付作物、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていることの確認を行う。（確認日：小麦５月頃、大豆１０月頃）</p> <p>水稲の作付が行われていないことは現地見回りで確認をする。（７月頃）</p> <p>作物作付者（作業者）をビジョン、作業日誌、資材購入伝票で確認</p> <p>土壌改良資材投入の有無は、作業日誌等証拠書類で確認する。</p> <p>作付面積</p> <p>公的資料等との照合、実測等</p>
助成水準 [ 積算根拠 ] （助成額の算定方法）	<p>助成単価は、次のとおりとする</p> <p>大豆品質向上対策奨励金（面積助成） 4,000 円/10a</p> <p>ただし、助成に係る費用の合計が県協議会からの当該年度の交付予定額が上回ることが判明した場合、下記の単価調整方法により調整を行うものとする。</p>
単価調整の方法	<p>[単価調整方法]</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × 当該年度の交付予定額</p>

	/ 調整前の助成費用の合計
--	---------------

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7 D 3
具体的内容 [支出の項目]	一色地域水田農業推進協議会の会議等の費用およびその他事務に係る経費(謝金、旅費、事務費等経費)
効 果	協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付および一色地域水田農業ビジョンに掲げた目標を達成するため、協議会運営の執行が図られることで、水田農業構造改革の推進等に資する。
助成要件 [支出の対象]	謝金：協議会検討会出席謝金(地域協議会会員のうち市町村、農業協同組合の役職員、農業委員会の委員を除く。) 現地確認謝金 旅費：助成用件の確認に係る旅費および会議の出席に係る旅費等協議会の活動に係る旅費 事務費等経費：協議会の事務に係る経費
確認方法	謝金：会議開催通知、出席者名簿、受領書 旅費：出張復命書 事務等経費：領収書、納品書、振込証等
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	謝金 ・会議出席謝金 4,500円×14人×2回=126,000円 ・現地確認謝金 4,500円×27人×3日=364,500円 旅費 2,620円(名古屋)×3回×2人=15,720円 事務費等経費 ・食料費 会議賄い 100円×20人×2回=4,000円 現地確認賄い 800円×3人×15集落=36,000円 ・使用料 現地確認会場使用料 3,000円×27集落=81,000円 ・賃借料 現地確認車両借上料 550円×20集落=11,000円 ・印刷製本費 10円×1,500部×1回=15,000円 ・通信運搬費 80円×1,000人×1回=80,000円 ・消耗品費 ファイル代 500円×20冊=10,000円 用紙代 0.5円×10,000枚=5,000円 その他事務用品 5,000円 ・雑役務費 振込み手数料等 6,000円
単価調整の方法	当初計画を上限として支払うものとするが、実績が増加した場合は、他の使途から流用する。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落格差助成
助成要件	○助成対象者 共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者のうち本年産の米穀の作付けを行っている者(品目横断的経営安定対策の加入者は除く) ○助成対象水田 国が定めた助成水田において、助成対象者が作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田
確認方法	○助成対象者 共通事項の(3)及び(4)により確認 ○助成対象水田 共通事項の(2)により確認 品目横断的経営安定対策非加入であること 東海農政局から提供された情報により確認
助成水準	10a当たり4,000円
基準収入及び当年産収入の算出方法	(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは別期取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引

	<p>に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法</p> <p>当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法</p> <p>(補てん額の算出方法)</p>	<p>補てん単価の算出方法</p> <p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が、助成水準を上回る場合は、助成水準を補てん価格とする。</p> <p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が、助成水準を下回る場合は、これにより算出した単価を補てん単価とする。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積を a 換算したものに 10 a 当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。なお、対象面積に 0.1 a 未満の端数があるときは、四捨五入の方法によりこれを整理する。</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>



#### 4 需要量に関する情報

##### ( 1 ) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,898	1,898	
合 計	1,898	

##### ( 2 ) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,898	1,898	